

I. はじめに

平成 17 年 6 月施行の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）及び平成 18 年 6 月より改正法が施行される動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）により、外来生物法に規定する特定外来生物及び動物愛護管理法に規定する特定動物の飼養許可に当たっては、マイクロチップ等の識別措置が義務付けられました。

外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、さらに、必要に応じて防除の取組を進めていくことにより、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止しようとするもので、既に 80 種類が指定されているところです。特定外来生物に指定された生物を、国内で飼養・栽培・保管又は運搬しようとする人は、主務大臣による許可を得なければならず、この許可は、飼養の目的が学術研究、展示などの場合であって、特定外来生物が外部に逸出することのないような基準を満たした施設の中での飼養、及び愛玩目的の場合は、特定外来生物の指定の際、既に飼養等されていた個体に限った場合のみ行われるものとなっています。このようにして許可を受けて飼養等する場合、許可を受けたことを明らかにするため、識別措置が義務付けられています。

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物について「特定動物」として指定し、これらの動物の飼養又は保管を行う場合は、特定動物の種類毎に、特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管理する都道府県知事若しくは指定都市の長の許可が義務付けられます。また、犬及びねこ等の特定動物以外の愛護動物について、努力義務としての個体識別措置を普及するため、「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 23 号）がガイドラインとして定めされました。

これらの動物に対する個体識別措置の具体的な方法として、国際標準化機構が定めた規格（ISO 規格）のマイクロチップの埋込みが有効な方法と位置付けられています。

本マニュアルは、特定外来生物及び特定動物の識別措置の実施に資するため、また、愛護動物へのマイクロチップの利用を促進するため、埋込みの方法や保定の方法についての技術的な内容の普及を意図して作成されたものです。特定外来生物や特定動物の適正管理を進めていく上で、全国で広くマイクロチップの利用が可能になることが重要です。本マニュアルの活用により、特定外来生物及び特定動物へのマイクロチップ埋込みが広く普及し、外来生物法及び動物愛護管理法の適切な運用が進められるようになることを期待しています。

最後に、本マニュアルの作成に当たり、ご執筆、御指導いただいたマイクロチップ検討委員会の委員の委員各位、（社）日本獣医師会、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会及び（社）日本動物園水族館協会に深く感謝申し上げます。

環境省自然環境局野生生物課

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

